

# 全国都市緑化かわさきフェア会場基盤整備等業務委託 特記仕様書

## 1 総則

- (1) 本特記仕様書は、全国都市緑化かわさきフェア会場基盤整備等業務委託（以下「本委託」とする）に適用する。
- (2) 本委託は、「川崎市土木工事共通仕様書」、「川崎市土木工事施工管理基準」等に準拠し実施する。
- (3) その他本特記仕様書に明記のない事項について疑義が生じた場合には、その都度、発注者と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 施工内容について、会場計画の変更に伴い、施工計画時などに変更指示を出すことがある。その場合は、発注者と協議の上、施工内容を決定すること。

## 2 施工計画

本委託を履行するにあたり、現在施工中の工事や関係事業を十分に把握し、契約締結後1か月以内に施工計画書を作成し、発注者の承諾を得ること。全国都市緑化かわさきフェア（以下「かわさきフェア」とする）の開催期間（秋開催：令和6年10月19日から11月17日、春開催：令和7年3月22日から4月13日）及び会期間の生育期（令和6年11月18日から令和7年3月21日）を考慮し、施工計画書を作成すること。

なお、富士見公園は、秋会期終了後に開催されるイベントに支障がないように撤去の計画については発注者と個別に調整検討し、施工計画書に盛り込むこと。

## 3 工程関係

- (1) 施工時間は、昼間施工とするが、生田緑地ばら苑については、9:00～16:00とする。必要に応じて関係機関や指定管理者等と調整し、時間的制約条件を付された場合には、速やかに発注者と協議すること。
- (2) 現場に入る前の週までに、発注者に週間工程表を提出し、工程について、密に報告を行うこと。また、必要に応じて、工程表を指定管理者にも共有すること。
- (3) かわさきフェア開催に遅れることのないよう工程管理を確実に行うこと。
- (4) 富士見公園については、現在「富士見公園再編整備工事」が行われているため、工程等綿密に調整を行うこと。また、隣接する労働会館及び競輪場の工事が別途実施されるため、併せて調整を行うこと。
- (5) 等々力緑地については、「等々力緑地再編整備・運営等事業」の受注者と綿密に調整を行うこと。
- (6) 生田緑地については、指定管理者、市民活動団体およびばら苑の運営・維持管理を受注している川崎市公園緑地協会と綿密に調整を行うこと。

#### 4 施工時の事故処理等

本委託の履行に伴い、他に危害や損害を与えないようにすること。また、危害や損害を与えた場合には、受注者の責任において対応、処理すること。さらに、苦情および陳情があった場合には丁寧に対応し、結果を発注者に報告すること。

#### 5 安全対策

一般利用者の安全を確保するため、安全対策を実施すること。特にスポーツイベント等の多客日の施工については、十分に留意すること。

エリアについては、道路等への施工を伴うことから交通管理者協議等を実施し、発注者と協議の上、適切な安全対策を講ずること。

#### 6 施工関係

##### 【共通】

- (1) かわさきフェア秋開催終了後に一時撤去、春開催に再設置するものに関して、発注者の指示に従い、指定の場所に設置・搬入・保管すること。
- (2) バックヤードに移設・保管する展示物等については、春開催に向け適切な管理・保管のうえ、可能な範囲で軽微な補修を実施すること。
- (3) 工事車両の進入路や資材置き場等について、発注者及び指定管理者と協議を行い指示に従うこと。
- (4) 撤去に際し発生する産業廃棄物(木材等)の処分等については、発注者と協議の上、その指示に従うこと。
- (5) 工事車両の通行に関して、指定管理者と十分協議を行うこと。また、緑地内を走行する車両の速度は10 km以下でヘッドライトを点灯しながら走行すること。
- (6) 現場環境の改善に努めること。
- (7) 別途、発注する花壇植栽等業務委託と施工時期等が重複することから、定期的に定例会を開催し、情報共有を行い、綿密に調整を行うこと。
- (8) エリアについては、道路管理者、交通管理者と協議のうえ、決定する内容が含まれるため、協議資料等の協力を行うこと。
- (9) 近隣の学校や企業・団体などとの協働により、制作していくものが含まれるため、事業調整について協力すること。
- (10) 台風などの荒天時には、必要に応じて、展示物への養生の実施や転倒防止等の措置に協力すること。
- (11) 会場案内板、施設表示板 A,B の表示内容について、標準的な設えは共通とするが、詳細な部分については、発注者と協議を行い、決定すること。また、設置位置についても、発注者と協議し決定すること。

- (1 2) パレットを使用するにあたり、利用者に怪我などがないような表面仕上げを実施すること。なお、会期中においても、パレットで制作した展示物の表面にささくれや棘などを発見した場合には、研磨等の処理を行うこと。
- (1 3) パレットを繋結する結束バンドはステンレス製とすること。

#### 【富士見公園】

- (1) 施工にあたっては、富士見公園、競輪場、カルツかわさき等の各指定管理者等や富士見公園再編整備事業者、労働会館工事事業者との調整を行うこと。
- (2) 富士見公園再編整備工事等の定例会に出席し、互いの作業状況等を把握しながら施工実施すること。
- (3) 搬入・搬出ルート及び工事作業時間については、富士見公園再編整備工事のルールを遵守し施工計画に反映させること。
- (4) エントランス広場の仮囲い移設・再設置、アスファルト舗装等は、富士見公園再編整備工事の事業者と発注者と協議し施工図を検討すること。
- (5) 土の広場の園路は、既存樹木に影響を与えない位置に企業出展の作庭箇所、仮設水道・電気等の位置を測量により確認し施工図を作成すること。密粒度アスファルト舗装 A は、秋開催終了後は撤去し、現況復旧を行うこと。その際、施工前の敷地状況を復旧できる内容で記録し発注者へ報告すること。
- (6) 春設置の市民花壇の土壌は人工軽量土壌とする。
- (7) 会場案内板、施設説明板等やタペストリー（秋）設定壁は、風が強い日は転倒の恐れを考慮し、重りを設置すること。重りの仕様は発注者と協議すること。なお、タペストリーは発注者からの支給品とする。
- (8) 給水管、電線管の管路は計画平面図を基に現況調査を実施し、作庭箇所に合わせた効率的な配置を検討し施工図を作成し、敷設前に発注者と協議すること。
- (9) エントランス広場の仮設電源は富士見公園再編整備事業者と調整し、施工図を作成すること。分電盤の姿図は参考とし、既製品にブレーカーを取り付ける程度の簡易なものとする。

#### 【等々力緑地】

- (1) 施工にあたっては、指定管理者と調整すること。また、必要に応じて川崎フロンターレや川崎ブレイブサンダース等の等々力緑地で活動している団体等と調整すること。
- (2) 給水管等の管路は計画平面図を基に現況調査を実施し、効率的なルートを検討したうえで、施工図を作成し、敷設前に発注者と協議すること。
- (3) 周辺道路や園路などを大型車両で通行するにあたり、交通管理者等と十分協議を実施し、必要な手続きを行うこと。

### 【生田緑地】

- (1) 生田緑地内の業務であることから、自然への配慮を最大限に行うこと。希少な動植物が生息している場所であるため、むやみに地面を踏み荒らしたり、動植物を傷つけたりすることのないよう十分に注意し、動植物への影響が最小限にとどまるように注意すること。また、発注者から希少種の位置を確認し、その部分には立ち入らないこと。
- (2) 施工にあたって、生田緑地整備事務所および指定管理者へ施工内容を共有し綿密に調整すること。また、必要に応じて3館の文化施設（川崎市日本民家園、かわさき宙と緑の科学館、川崎市岡本太郎美術館）との調整も実施すること。
- (3) 展示パネルの設置位置、内容については、発注者と協議の上決定する。

### 【生田緑地（ばら苑）】

- (1) 施工にあたっては、川崎市から委託を受注している川崎市公園緑地協会と十分に協議・調整を行うこと。また、公園緑地協会からボランティア活動日を確認し、作業に影響がないような施工計画を立案し、発注者の確認を得ること。
- (2) 当該施工箇所へは、民間事業者が所有する向ヶ丘遊園跡地内通路を通行すること。通行にあたって、民間事業者と施錠、開錠、通行時間等について綿密に調整を行い、指示に従うこと。また、通路に民家が近接していることから、通行や重機の搬出入については、細心の注意を払うこと。さらに、隣接地権者等に対して、事前の周知を徹底すること。
- (3) 春のばら苑開催期間は、施工を行わないこと。
- (4) 入口ゲートで使用する薪材は、発注者から支給する。
- (5) 展示パネルAの設置位置、内容については、発注者と協議の上決定する。
- (6) パーゴラ修景に使用するロープの染色について、景観に配慮した色とし、事前に発注者と協議のうえ決定すること。
- (7) 種名板のデザインについては、発注者と協議を行い決定すること。
- (8) 木塀に展示するパネルの内容については、発注者及び川崎市公園緑地協会と綿密に調整し、決定すること。

# 設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）特記仕様書

## （施工者用）

- 1 本委託は、設計・施工技術連絡会議（以下「三者会議」という。）（公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を図るため、発注者、設計者、施工者の三者が、一堂に会して、事業目的、設計思想、条件等の情報の共有及び施工上の課題等に対する意見交換を行う会議。）の対象である。
- 2 受注者は、「川崎市建設緑政局所管工事設計・施工技術連絡会議要領」に従い、契約後速やかに三者会議を開催し、委託の円滑な進捗に努めることとする。